

## 神奈川県保安林等管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）に定めのあるもののほか、保安林及び保安施設地区に係る事務処理の基準について必要な事項を定めることにより、保安林及び保安施設地区に係る適正かつ円滑な管理に資することを目的とする。

(適用)

第2条 法第196条の2第1項第1号から第5号までに規定されている都道府県が処理することとされている第一号法定受託事務の処理については、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）の定めるところによるほか、本要綱に定めるところによる。

2 民有林の保安林であって法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するためのものに係る事務の処理については、本要綱に定めるところによるほか、処理基準の規定を準用する。この場合において、処理基準第1の1中「法第25条の2第1項の規定に基づき都道府県知事が指定する保安林の名称は次の①から③まで、法第25条の規定に基づき農林水産大臣が指定する保安林の名称は次の①から⑰までに」とあるのは「法第25条の2第2項の規定に基づき都道府県知事が指定する保安林の名称は次の④から⑰までに」と、第1の2中「法第25条の2第1項」とあるのは「法第25条の2第2項」と、「法第33条第1項」とあるのは「法第33条第6項において準用する同条第1項」と、第1の3中「法第25条の2第1項の規定に基づき都道府県知事が行う保安林の指定の手續及び法第25条の規定に基づき農林水産大臣が行う保安林指定に関し都道府県知事が行う手續」とあるのは「法第25条の2第2項の規定に基づき都道府県知事が行う保安林の指定の手續」と読み替えるものとする。

3 前各項において、処理基準中「別紙」を「神奈川県保安林等管理要綱別紙」と読み替えるものとする。

4 前各項のほか、保安林及び保安施設地区の事務については、次に掲げる通知の規定を準用する。

(1) 地域森林計画等に基づく計画的な保安林の指定、解除等について（平成24年3月30日付け23林整治第2925号林野庁長官通知）

(2) 保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）

(3) 保安林管理事務の実施に当たっての留意事項について（平成18年3月10日付け17林整治第2848号林野庁森林整備部治山課長通知）

- (4) 森林管理局長が行う保安林及び保安施設地区の指定、解除等の手続について(昭和 45 年 8 月 8 日付け 45 林野治第 1552 号林野庁長官通知。)
- (5) 改正森林法の施行に関する件(昭和 26 年 8 月 15 日付け 26 林野第 10953 号林野庁長官通知)
- (6) 保安林又は保安施設地区に係る海岸保全区域の指定に関する協議について(昭和 32 年 8 月 12 日付け 32 林野第 10847 号林野庁長官通知)
- (7) 4 号以下私有保安林に係る海岸保全区域の指定に関する協議について(昭和 60 年 8 月 14 日付け 60 林野治第 2649 号林野庁長官通知)
- (8) 活動火山対策の強化に係る森林法の適切な運用について(平成 28 年 3 月 25 日付け 27 林整治第 2638 号林野庁森林整備部計画課長、治山課長通知)
- (9) 水源かん養保安林等の指定施業要件を定める場合において同一の単位とすべき区域について(昭和 37 年 11 月 13 日付け 37 林野治第 1498 号林野庁長官通知)
- (10) 水質保全に配慮した保安林整備等の取扱いについて(平成 6 年 9 月 5 日付け 6 林野治第 2040 号林野庁長官通知)
- (11) 土砂流出防備保安林等の指定の推進について(平成 29 年 5 月 29 日付け 29 林整治第 282 号林野庁治山課長通知)
- (12) 保健保安林の指定の促進について(昭和 48 年 9 月 22 日付け 48 林野治第 2221 号林野庁長官通知)
- (13) 保安林に大面積除地を含むことについて(昭和 36 年 1 月 27 日付け 35 林野指第 7566 号林野庁長官回答)
- (14) 保安林の指定の解除に係る事務手続について(令和 3 年 6 月 30 日付け 3 林整治第 478 号林野庁長官通知)
- (15) 構造改革特別区域計画に係る「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」の特例について(令和 5 年 3 月 23 日付け 4 林整治第 2040 号林野庁長官通知)
- (16) 構造改革特別区域計画に係る「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準」の特例について(平成 15 年 3 月 31 日付け 14 林整治第 2655 号農林水産事務次官通知)
- (17) 保安林の指定施業要件の変更に係る事務の円滑な実施について(平成 17 年 2 月 23 日付け 16 林整治第 1957 号林野庁森林整備部治山課長通知)
- (18) 保安林の植栽義務の猶予の運用に当たっての留意事項について(平成 19 年 3 月 31 日付け 18 林整治第 2928 号林野庁治山課長通知)
- (19) 保安林指定調書等の様式について(令和 5 年 3 月 23 日 4 林整治第 2041 号林野庁長官通知)
- (20) 保安林及び保安施設地区の指定、解除及び指定施業要件の変更に係る通知及び告示の様式について(昭和 52 年 10 月 18 日付け 52 林野治第 2326 号林野庁長官通知)

- (21) 保安林等の指定等に関する告示の取扱いについて（令和5年3月23日付け4林整治第2043号林野庁森林整備部治山課長通知）
- (22) 保安林の適正な管理の徹底について（平成16年3月30日付け15林整治第3123号林野庁治山課長通知）
- (23) 特定保安林の指定及び指定の解除等について（平成17年3月4日付け16林整治第2150号林野庁計画課長、治山課長通知）
- (24) 保安林の指定による損失補償及び受益者負担に関する要綱について（昭和34年12月11日付け34林野指第6687号農林事務次官通知）
- (25) 保安林損失補償事務実施要領について（昭和40年11月8日付け40林野治第1564号林野庁長官通知）

（単位区域）

第3条 処理基準第1の2の(2)の(ア)の規定に基づき、指定の目的に係る受益の対象が同一である保安林又はその集団の区域を、第1号表のとおり定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和6年4月10日より施行する。
- 2 本要綱の施行に伴い、神奈川県保安林管理基準及び神奈川県保安林管理要領は廃止する。
- 3 本要綱施行以前に申請のあったものは、なお従前の規定により取り扱う。

第1号表 保安林の指定の目的に係る受益の対象が同一である保安林の区域

保安林の指定の目的	流域名	単位区域名	包括区域
法第25条第1項第1号又は第2号に掲げる目的	多摩川から相模川まで	神奈川東部地区 (重要流域)	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び三浦郡一円の区域
	相模川	神奈川中部地区 (重要流域)	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市 (注1に限る。)、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡一円及び愛甲郡一円の区域
	相模川から酒匂川まで	神奈川中部地区 (重要流域外)	平塚市、秦野市(注1及び注3を除く。)、伊勢原市、中郡一円の区域
	酒匂川	酒匂川地区 (重要流域外)	小田原市(注2を除く。)、秦野市 (注3に限る。)、南足柄市及び足柄上郡一円の区域
	酒匂川から静岡県境まで	早川地区 (重要流域外)	小田原市(注2に限る。)及び足柄下郡一円の区域
法第25条第1項第3号から第11号までに掲げる目的		(各市町村)地区	各市町村の区域

注1：寺山(字門戸口、字東迎谷、字上カスコロハシ、字陣賀、字タレスリ、字前地嶽沢、字中地嶽沢、字奥地嶽沢、字上地嶽沢、字水干、字下地嶽沢、字藤瘤、字下熊ヶ谷、字盥小屋、字中熊ヶ谷、字後熊ヶ谷、字佛沢、字ヨモキタイラ、字前熊ヶ谷、字上熊ヶ谷、字城山、字旭山、字前水沢中、字中水沢上、字前水沢、字中水沢下、字奥水沢、字風越、字護摩屋敷、字寒沢、字羽風、字桜久保、字鷹採、字槻沢、字深沢、字大久保及び字倉骨に限る。)

注2：南町一丁目から南町四丁目まで、南板橋二丁目、板橋、風祭、入生田、早川、早川一丁目から早川三丁目まで、石橋、米神、根府川、江之浦及び久野(字山畦沢及び蛇喰沢に限る。)

注3：三廻部、堀山下(字金冷シ、字小草平、字一ノ沢、字竈ノ尾、字大端、字寺屋敷及び字日中坂に限る。)、堀西(字船道、字行人塚、字池代、字宮ノ前、字並木、字宮ノ上、字シシ開戸、字上原、字荒神堂、字角開戸、字黒木、字上ノ開戸及び字中丸並びに字下森戸、字上森戸、字シシ垣及び字山道の各一部を除く。)、柳川、八沢、菖蒲、千村及び千村一丁目から千村五丁目まで

別紙

転用の目的に係る事業又は施設の設置の基準

第1 基準

処理基準別紙第1と同様とする。

第2 技術的細則

処理基準別紙第2と同様とし、次の点に留意すること。

- (1) 処理基準別紙第2の1の(6)における設計雨量強度は、原則として第2号表による。
- (2) 処理基準別紙第2の1の(6)のアの排水施設の断面については、神奈川県林地開発許可審査基準の規定を準用することができる。
- (3) 処理基準別紙第2の1の(6)のイの(エ)なお書きにある連絡調整には、申請者が提出した資料等について、審査者と関係行政庁の間で事実確認を行うことを含む。
- (4) 処理基準別紙第2の1の(7)のアの洪水調節容量の算定は、原則として次のとおりとする。

洪水調節池等容量の算定は30年確率降雨強度曲線を用いて求める次式のVの値を最大とするような容量をもって、その必要調節容量とする。

$$V = \left( r_i - \frac{rc}{2} \right) \times t_i \times f \times A \times \frac{1}{360}$$

V：必要調節容量（m<sup>3</sup>）

f：開発後の流出係数

A：流域面積（ha）

r c：調節池下流の流下能力の値に対応する降雨強度（mm/hour）

r i：30年確率降雨強度曲線上の任意の継続時間に対応する降雨強度（mm/hour）

t i：任意の継続時間（sec）

- (5) 処理基準別紙第2の1の(7)のイの余水吐の能力の算定は、全県域において、100年確率で想定される雨量強度を用いることができるものとする。

第2号表 確率雨量強度基準表

低部

確年率	10年	20年	30年	100年
降雨強度式 i=	$\frac{1452}{t^{0.70} + 7.5}$	$\frac{2199}{t^{0.75} + 11.1}$	$\frac{2731}{t^{0.77} + 13.4}$	$\frac{4811}{t^{0.83} + 21.7}$
min	mm/hr	mm/hr	mm/hr	mm/hr
10	116.1	131.5	141.6	169.0
20	92.8	107.0	116.5	142.7
30	79.3	91.9	100.7	124.0
40	70.1	81.4	89.5	111.7
50	63.2	73.5	81.0	101.5
60	57.9	67.3	74.2	93.2

中部

確年率	10年	20年	30年	100年
降雨強度式 i=	$\frac{1670}{t^{0.70} + 7.5}$	$\frac{2529}{t^{0.75} + 11.1}$	$\frac{3141}{t^{0.77} + 13.4}$	$\frac{5533}{t^{0.83} + 21.7}$
min	mm/hr	mm/hr	mm/hr	mm/hr
10	134.0	151.2	162.8	194.4
20	106.7	123.0	134.0	164.1
30	91.2	105.7	115.8	143.6
40	80.6	93.7	102.9	128.5
50	72.7	84.6	93.2	116.7
60	66.6	77.4	85.3	107.2

高部

確年率	10年	20年	30年	100年
降雨強度式 i=	$\frac{1837}{t^{0.70} + 7.5}$	$\frac{2782}{t^{0.75} + 11.1}$	$\frac{3455}{t^{0.77} + 13.4}$	$\frac{6086}{t^{0.83} + 21.7}$
min	mm/hr	mm/hr	mm/hr	mm/hr
10	146.9	166.4	179.1	213.8
20	117.4	135.3	147.4	180.5
30	100.3	116.3	127.4	158.0
40	88.7	103.0	113.2	141.3
50	79.9	93.0	102.5	128.4
60	73.2	85.2	93.9	117.9

(注)

- 1 本表の低部の確率雨量は、確率日雨量等分布線 350 mm以下の地域、中部は 350 mm～450 mm、高部は 450 mm以上の地域に適用する（下図参照）。
- 2 本表の雨量強度式は横浜地方気象台（低部地域）の記録に基づき作成したものであり、中部については低部の確率雨量の 115%、高部については低部の確率雨量の 126.5%とした。
- 3 本表の時間は降雨継続時間（ $t$ ）であるが、洪水量計算にラショナル式を使用する場合の設計雨量強度は、流達時間を算出し、その時間内の平均雨量強度とするが、その平均雨量強度の単位時間は本表の降雨継続時間として取り扱う。
- 4 確率雨量強度の地域については、2つの以上の地域にまたがる場合は、確率日雨量の高い地域を採用するものとする。

下図

確率日雨量等分布線（100年確率）

